

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表企画部の項中「、オリンピック・パラリンピック大会推進課」を削り、同表保健福祉部の項中「新型コロナウイルス調整室」の下に「、新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を加え、同表経済商工観光部の項中「新産業振興課」の下に「、産業デジタル推進課」を加え、同表農政部の項中「農村整備課」の下に「、農村防災対策室」を加え、同表水産林政部の項中「、全国豊かな海づくり大会推進室」を削る。

第十一条行政管理室の分掌事務の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十一条の二復興支援・伝承課の項第三号中「(伝承を含む。)」を削り、同項中第四号を第五号とし、

第三号の次に次の一号を加える。

四 震災の記憶及び教訓の伝承に関すること。

第十二条オリンピック・パラリンピック大会推進課の分掌事務の項を削り、同条スポーツ振興課の分掌事務の項第一号中「に係る」の下に「企画及び」を加え、同項第六号中「いう」の下に「以下同じ」を加える。

第十三条食と暮らしの安全推進課の分掌事務の項第二十号を第二十一号とし、第十号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)の施行に関すること。

第十三条循環型社会推進課の分掌事務の項に次の一号を加える。

六 公益財団法人宮城県環境事業公社(昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社という名称で設立された法人をいう。)に関すること。

第十三条新最終処分場整備対策室の分掌事務の項中第二号を削り、第一号の番号を削り、同条共同参画社会推進課の分掌事務の項第四号中「ピンクちらし根絶活動」を削り、「県民運動」の下に「(他課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 性暴力被害者の支援に関すること。

第十四条新型コロナウイルス調整室の分掌事務の項に次のように加える。

新型コロナウイルスワクチン接種推進室

一 新型コロナウイルス感染症ワクチンの調整に関すること。

二 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種の推進に関すること。

第十五条新産業振興課の分掌事務の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、

第八号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

産業デジタル推進課

一 産業のデジタルトランスフォーメーション及びデジタル化に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

二 デジタル人材の育成に関すること。

三 情報関連産業の振興に関すること。

第十五条雇用対策課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十一 労働者協同組合の指導監督に関すること。

第十六条農業政策室の分掌事務の項第一号中「企画」の下に「及び調整」を、「こと」の下に「(農政総務課の所管に属するものを除く。)」を加え、同条農村整備課の分掌事務の項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 海岸保全区域の指定及び廃止に関すること(農地保全のために行うものに限る。)

第十六条農村整備課の分掌事務の項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号を第十号とし、同項に次の一号を加える。

十一 特定農業用ため池及び防災重点農業用ため池の指定、指定の解除等に関すること。

第十六条農村整備課の分掌事務の項の次に次のように加える。

農村防災対策室

- 一 農地防災並びに農地等の災害復旧及び鉱害復旧に関すること。
- 二 地すべり等防止対策（農地保全に係るものに限る。）に関すること。
- 三 農地海岸保全施設の整備に関すること。
- 四 海岸の管理及び保全に関すること（農地保全のために指定された海岸保全区域内に係るものに限る。）。
- 五 地すべり防止区域（農地保全のために指定されたものに限る。）の管理に関すること。
- 六 防災重点農業用ため池に係る防災工事等に関すること。

第十七条全国豊かな海づくり大会推進室の分掌事務の項を削る。

第十八条河川課の分掌事務の項第二号中「農村整備課」の下に、「農村防災対策室」を加え、同条防災砂防課の分掌事務の項第六号中「農村整備課」を「農村防災対策室」に改め、同条建築宅地課の分掌事務の項に次の一号を加える。

二十 マンションの管理の適正化の推進、建替え等の円滑化に関すること。

第十八条住宅課の分掌事務の項第二号中「公営住宅」を「普通県営住宅」に改め、同項第三号中「改良住宅」を「改良県営住宅」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条の四第一項の表保健福祉部の項中「新型コロナ調整室」の下に、「新型コロナワクチン接種推進室」を加え、同項の表農政部の項中

畜産課	家畜防疫対策室
-----	---------

畜産課	家畜防疫対策室
農村整備課	農村防災対策室

水産業振興課	全国豊かな海づくり大会推進室
水産業基盤整備課	漁港復興推進室

改め、同表水産林政部の項中

改める。

第二十二條第一項の表中オリンピック・パラリンピック大会推進局長の項を削り、同条第三項の表中施設管理指導専門監の項を削る。

第二十七條第二項の表支所長の項中「塩釜保健所の支所」の下に、「大崎保健所栗原支所、石巻保健所登米支所」を加え、同表副所長の項中「保健福祉事務所の地域事務所及び」を削り、同表技術副所長の項を削り、同条第五項の表保健医療監の項中「及び保健福祉事務所の地域事務所」を削り、同条第六項の表検査精度管理専門監の項の次に次のように加える。

保健福祉事務所の地域事務所、大崎保健所、栗原支所及び石巻保健所	保健福祉事務所の地域事務所、大崎保健所、栗原支所及び石巻保健所
保健福祉事務所の地域事務所、大崎保健所、栗原支所及び石巻保健所	保健福祉事務所の地域事務所、大崎保健所、栗原支所及び石巻保健所

上司の命を受け、地域保健に関する事務を掌理する。

第二十七條第六項の表用地専門監の項中「」を「及び」に改め、「及び気仙沼土木事務所」を削る。

第三十二條第一項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中「、蒲生二丁目」を「から蒲生五丁目まで」に、「四百一番、四百二番、四百七番から四百十一番まで、四百二十七番、六百十八番から六百二十番まで、六百二十三番及び六百六十一番から六百六十四番まで」を「九番三三、九番十七番から九番十九番まで、九番二十三番から九番二十七番まで、九番二十九番、九番三十番、十番から十二番まで、十三番二番、十三番十八番、十五番五十一番及び十八番から二十一番まで」に改める。

第四十條第二項中「第七項第九号」を「第六項第九号」に、「第七項第一号」を「第六項第一号」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、第三号から第九号までを削り、第十号を第三号とし、第十一号を第四号とし、第十二号を第五号とし、同項第十三号中「指導監査」の下に「及び母子生活支援施設」を加え、同号を同項第六号とし、同項第十四号中「もの」の下に「障害者福祉施設等に対する指導監査を除く。」を加え、同号を同項第七号とし、同項第十五号中「もの」の下に「障害者福祉施設等に対する指導監査を除く。」を加え、同号を同項第八号とし、同項中第十六号を削り、第十七号を第九号とし、第十八号を第十号とし、同項を同条第八項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とする。第四十一條第一項の表宮城県大崎保健所の項中「大崎市」を「栗原市、大崎市」に改め、同表宮

水産業基盤整備課	漁港復興推進室
----------	---------

城県栗原保健所の項及び宮城県登米保健所の項を削り、同表宮城県石巻保健所の項中「石巻市、」を「石巻市、登米市、」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第六項第三十四号」を「第五項第三十四号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「塩釜保健所に」を「塩釜保健所、大崎保健所及び石巻保健所に」に改め、同項の表を

宮城県塩釜保健所黒川支所	富谷市	富谷市、黒川郡
--------------	-----	---------

宮城県塩釜保健所黒川支所	富谷市	富谷市、黒川郡
宮城県大崎保健所栗原支所	栗原市	栗原市
宮城県石巻保健所登米支所	登米市	登米市

に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項第五号中「地域のケア・コーディネーション」を「地域包括ケア」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項第四号中「こと」の下に「大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所にあつては、免許に係るものに限る。」を加え、同項中第五十一号を第五十四号とし、第十八号から第五十号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「こと」の下に「塩釜保健所岩沼支所及び塩釜保健所黒川支所にあつては」を、「ものを」の下に「大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所にあつては原材料、原産地その他食品の品質に係るもの並びに栄養及び健康に係るものを」を加え、同項を同項第二十号とし、同項中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 衛生上の放射線検査に関すること（大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所に限る。）。

十八 感染症診査協議会に関すること（大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所に限る。）。

第四十一条第九項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加え、同項を同条第七項とする。

十一 性の保健に関すること（大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所に限る。）。

第四十一条第十項中「同項第四十号から第五十一号まで」を「同項第四十三号から第五十四号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9 第七項の規定にかかわらず、大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所にあつては、同項第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第四十三号から第五十一号まで及び第五十四号に掲げ

る事務を分掌しないものとする。

第六十三条第八項農業振興部の分掌事務の項第十三号中「農林水産部」を「農政部」に改める。

別表第二宮城県三陸水系河川整備計画審議会の項を削る。

別表第三第二総合運動場（仙南総合プール及び長沼ボート場以外の施設）の項中「宮城県スポーツ協会・ミズノグループ」を「公益財団法人宮城県スポーツ協会」に改め、同表御崎野営場の項中「唐桑町観光協会」を「一般社団法人気仙沼観光コンベンション協会」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第六十三条第八項農業振興部の分掌事務の項第十三号の改正規定は、公布の日から施行する。